

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引 宇和島市

市税の申告につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。さて、固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により当該資産について申告していただくことになっております。申告の際にはこの手引をご一読いただき、申告期限内に必ず申告書をご提出くださいますようお願いします。

提出期限

令和8年2月2日(月)

(電算処理等の都合上恐れ入りますが、1月16日(金)までの提出にご協力をお願いします。)

提出前に次の確認をお願いします。

- チェック
- 所有者コードは記載されていますか。(初めて申告される方は不要です。)
 - 住所・氏名・電話番号は記載されていますか。
 - 『種類別明細書(増加・全資産用)』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか。
 - 『種類別明細書(減少資産用)』の資産種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか。
 - 申告書の2枚目を控えとして保管しましたか。控え(受付印押印後)を返送希望される場合、切手を貼った返信用封筒が同封されていますか。同封されていない場合は返送できません。当市で保管させていただきます。
 - 修正申告は、上記提出期限を待たず、申告に誤りがあることが判明次第すみやかに行ってください。修正申告を行う場合は必ず下記担当まで電話にてご連絡ください。

この手引きは令和7年9月末現在において作成しております

提出先・お問い合わせ先

<窓口で提出される場合>

本庁及び各支所の以下の税務関係窓口で受け付けております。

・宇和島市役所本庁5階 税務課 家屋係 償却資産担当
・各支所(吉田支所・三間支所・津島支所)総務税務係 税務担当

※窓口混雑緩和のため可能な限り郵送または電子申告によるご提出をお願いしております。

<郵送で提出される場合>

申告書の電算処理は本庁一括で行うため、以下までご郵送ください。

〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市役所 税務課 家屋係 償却資産担当 宛

«申告書作成、実地調査等に関するお問い合わせ先»

宇和島市役所 税務課 家屋係 償却資産担当
代表電話 0895-24-1111 内線 2519・2524 FAX 0895-24-1320

(窓口・電話の問い合わせ受付時間は 平日 8:30 ~ 17:15 です)

申告にあたって

1. 申告義務者

令和 8 年 1 月 1 日現在、宇和島市内に事業の用に供することができる償却資産を所有する方
(前年中に資産の増加及び増減がない場合でも、申告書の提出が必要です)

2. 申告すべき資産

この手引の 4 ページ目以降をご確認ください。

3. 申告期間

窓口：令和 8 年 1 月 5 日（月）～2 月 2 日（月）

eLTAX：令和 8 年 1 月 4 日（日）～1 月 31 日（土） です。

(電算処理等の都合上恐れ入りますが、なるべく 1 月 16 日(金)までのご提出にご協力ください。)

4. 提出書類

同封の申告書類のうち、申告義務者によって提出していただく書類が以下のように異なります。

		償却資産 申告書 (緑色 2 枚組)	種類別明細書		申告書の「18 備考欄」に特記 いただく事項など作成上の注意点 ←正1部ずつ提出してください。
			増加資産用 (緑色 2 枚組)	減少資産用 (コピー2部)	
前年度までに 申告されて いる方	資産の増減なし	<input type="radio"/>	×	×	備考欄に「増減なし」と記載してください。
	増加資産のみあり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	申告書の記載例 1、2 を参照してください。
	減少資産のみあり	<input type="radio"/>	×	<input type="radio"/>	申告書の記載例 1、3 を参照してください。
	増加資産・減少資産あり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	申告書の記載例 1～3 を参照してください。
	廃業・解散等で全資産除却	<input type="radio"/>	×	×	備考欄に「令和〇年〇月廃業」等、記載してください。
電 算 申 告 の 方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	増加、減少用に加え、全資産明細書も添付してください。
初めて 申告される方	所有する資産あり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	×	増加資産用に全資産記載してください。
	該当資産なし	<input type="radio"/>	×	×	備考欄に「該当資産なし」と記載してください。

5. 申告書の記載方法（書類作成上の注意点）

- ・種類別明細書(増加資産用)には、令和 7 年中に取得の増加資産を記載してください。ただし新規申告者は、全資産の記載をお願いします。
- ・種類別明細書(減少資産用)につきましては、前回の資産内容(令和 7 年度 種類別明細書)を 2 部ずつ電算出力し同封しておりますので、対象となる資産を朱線で消していただき、1 部を種類別明細書(減少資産用)として提出してください。
- ・公害防止施設等で一定の要件を満たし課税標準の特例が適用される資産を新たに取得された方は、課税標準特例適用届出書又は当該資産の確認書類を提出してください。

■ 郵送による申告について

1枚目(提出用)を送付し、2枚目(控え用)はお手元に保管してください。

控え(受付印押印後)の返送をご希望の場合は、返信先を明記した返信用封筒に切手を貼付の上、同封してください。同封されていない場合は返送できません。当市で保管させていただきます。

■ インターネットによる電子申告について

eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告も受け付けています。

申告の際は、所有者コードを必ず入力して提出してください。(所有者コードは同封の申告書の右上に記載してあります。)

eLTAXのご利用開始・利用方法はeLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

eLTAXホームページアドレス(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

eLTAXヘルプデスク（電話 0570-081459）

(上記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019)

受付 9:00 ~ 17:00 (土日祝日と12/29 ~ 1/3 は除く)

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。



■ 償却資産申告書様式のダウンロードについて

「償却資産申告書」および「種類別明細書」は、宇和島市ホームページからもダウンロードできます。

宇和島市ホームページ(<https://www.city.uwajima.ehime.jp/index2.html>)にアクセス

トップページ > 記事ID検索 にて「0044824」と入力し検索

記事ID検索 0044824



または、以下のリンクを順にアクセス



トップページ > 分類でさがす > 生活・くらし > 固定資産税 > 償却資産 > 償却資産とは



■ よくある質問

・償却資産を所有していないのに申告の対象ですか。

→対象です。『資産なし』と申告ください。P2をご覧ください。

・使用していない償却資産も申告の対象ですか。

→対象です。P4*2をご覧ください。

・利益が出ていない場合も申告が必要ですか。

→必要です。P4 1.課税客体としての償却資産をご覧ください。

・毎年同じ内容ですが申告は必要ですか。

→必要です。P4 1.課税客体としての償却資産をご覧ください。

・以前や今回提出した申告内容に誤りがあった場合、どうすればよいですか。

→申告の時期を待たず、誤りが判明した時点での正しい内容への修正にご協力お願いします。

申告内容を修正する場合は、改めて正しい内容の申告書をご提出ください。また、電算業務の都合上、電話で修正した申告書の提出があることをお知らせください。(地方税法第417条第1項)

償却資産とは？

1. 課税客体としての償却資産

償却資産とは、会社(法人)や個人で工場・商店などを経営している方や駐車場・マンション等を貸付けている方が、土地および家屋以外に所有する事業の用に供することができる資産のことです。償却資産には、土地・家屋と同じく固定資産税が課税され、地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在保有している資産状況をその所在市町村に申告いただくことになっています。

*土地・家屋以外の事業用資産のうち、減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入される資産が対象となります。

*「事業の用に供することができる」とは、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる認められる状態にあれば足りるとされています。

(遊休・未稼働資産や、従業員の福利厚生施設の備品なども課税対象となります。)

2. 債却資産の種類

①資産の種類と主な償却資産の例

固定資産税の課税対象となる償却資産は、以下の6種類に分類されています。

資産種類	主な償却資産
1 構築物	屋上看板などの広告設備、ネオンサイン、鉄塔、岸壁、門、塀、外灯、駐車場舗装(アスファルト、コンクリート舗装路面)、緑化設備、簡易な建物(家屋の要件を満たさないもの)、庭園など
2 機械および装置	金属・印刷・食品等の製造加工機械、ブルドーザー・パワーショベルなどの土木建設機械、ベルトコンベア、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場洗車機、旋盤、太陽光発電設備など
3 船舶	漁船、モーターボート、客船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両および運搬具	台車、フォークリフトなどの大型特殊自動車など (軽自動車税、自動車税の対象になるものは除く)
6 工具、器具および備品	複写機、レジ、机、医療器具、理美容器具、パチンコ・パチスロ台、自動販売機・両替機、カラオケ機器、応接セット、冷蔵庫・冷凍庫、金庫、電話設備、ルームエアコン、陳列ケースなど

《課税対象となる資産でご注意いただきたいこと》

- 租税特別措置法の規定により、「中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の取得価額の損金算入の特例」が適用された資産については、固定資産税の課税対象となります。
- 家屋の所有者以外の方(賃借人)がその事業のために取り付けた附帯設備等(電気設備、給排水設備など)は、賃借人の償却資産として申告していただくことになります。
- 原則、所有権留保付売買資産は買主が、リース資産はリース会社(貸主)が申告していただくことになります。

②業種別の主な償却資産の例

業種名	主な償却資産
共通	看板、ネオンサイン、駐車場設備、舗装路面、門扉、簡易間仕切り、受変電設備、金庫、中央監視装置、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、冷蔵庫・冷凍庫など
医業・歯科医業	レントゲン装置、CTスキャン、手術機器、歯科医療ユニット、ファイバースコープ、手術台、入院用ベッドなど
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、発電機、ミキサーなど
不動産貸付業	受変電設備、舗装路面、看板、門扉・塀・緑化設備等の外構工事など
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、梱包機、構内舗装、貯水設備、各種工具など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、玉計数機、ゲームマシーン、看板、ネオンサイン、屋内外駐車場など
ガソリン スタンド	独立キャノピー、防火壁、地下タンク、構内装置、洗車機、ガソリン計量器など
カラオケ ボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備、厨房設備など
駐車場業	駐車装置(機械装置、ターンテーブル)、駐車料金自動計算装置、舗装路面など
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、自家発電装置、放送設備など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、ボイラーなど
小売業	陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、ルームエアコンなど
飲食店	厨房設備、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、接客用設備、ルームエアコンなど
農業	農機具、耕運機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車、精米機、乾燥機、ビニールハウス、ボイラーなど
漁業・水産業	漁船、船外機、漁船用レーダー(魚群探知機)、魚網、金網、生簀、冷蔵庫・冷凍庫、魚〆機など
真珠加工販売業	母貝選別機、貝掃除機、漁船、オゾン発生装置、顕微鏡など

③課税の対象となるない償却資産の例

○耐用年数が1年未満の資産

○取得価額が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの

(少額償却資産)

○取得価額が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年以内に一括して均等償却するもの

(一括償却資産)

○自動車税および軽自動車税の対象となるもの

(ただし、大型特殊自動車(0、00～09、000～099、9、90～99、900～999 ナンバー)は課税の対象となります。)

3. 償却資産の評価

①評価の原則

固定資産評価基準にもとづき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して評価します。具体的には、資産の(1)取得価額、(2)取得時期、(3)耐用年数からなる「評価の3要素」を基本として評価額を算出します。

②価格の決定

以下の計算式で求められる評価額がそのまま決定価格となります。この決定価格が原則、課税標準額(税額を算出する基準価格)となります。ただし、内航船舶などで課税標準の特例の規定が適用される場合は、決定価格から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

$$[\text{通常の場合}] \text{ 評価額(決定価格)} = \text{課税標準額}$$

$$[\text{特例適用分}] \text{ 評価額(決定価格)} - \text{特例対象軽減額} = \text{課税標準額}$$

【評価額の求め方】

資産の取得時期		評価額	※「r」は減価率を表します。
前年中		取得価額 × (1-r/2)	
前年前		前年度評価額 × (1-r)	

【減価残存率表】(耐用年数 20 年までの抜粋)

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r			前年中 取得 1-r/2	前年前 取得 1-r
				11	0.189	0.905	0.811
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891

③評価額の最低限度、免税点

○評価額を算出した結果、その価格が取得価額の5%相当額を下回る場合は、決定価格は取得価額の5%相当額となります。

(償却資産についても事業用として現存する限り、5%相当額のまま計上されます。)

○全資産の課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

4. 国税との取扱いの比較

償却資産に対する課税について、国税と比較すると以下のようになります。

	固定資産税	国税
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法	定率法または定額法
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	×	○
特別償却・割増償却	×	○
増加償却	○	○
評価額の最低限度	取得価額の 5/100	1円(備忘価額)
改良費の評価	区分評価	合算評価

※税務署長に増加償却の届出を行っている資産については、税務署に提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。

5. 実地調査のお願い

宇和島市では、税務署などの関係官公庁での帳簿確認調査ならびに、地方税法第353条及び第408条の規定により、所有の償却資産についての現況調査(実地調査)を順次行っています。実地調査では、減価償却資産明細書(固定資産台帳)の確認を主に行いますので、対象となった方はご協力をお願いします。なお、実地調査等において確認された、申告漏れ等の資産に対する課税については、地方税法第17条の5第3項の規定により現年を含めて過去5年度分まで遡及することがあります。

申告書の記載例

太枠の部分をもれなくご記入ください。

< 1「償却資産申告書」>

【取得価額】

- (イ)令和7年1月1日以前に取得した資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
(ロ)令和7年1月2日～令和8年1月1日中に減少した資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
(ハ)令和7年1月2日～令和8年1月1日中に増加した資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
(二)令和8年1月1日現在保有する資産の、取得価額の合計金額を記載してください。
(イ)～(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計金額を記載してください。)

申告書を提出する年月日を記載してください。

令和7年1月15日

令和7年度

償却資産申告書(償却資

【1住所・2氏名】

1住所

住所・電話番号を記載し、ふりがなを付してください。また、ビル名等の名称、階数および部屋番号を記載してください。

2氏名

氏名を記載し、ふりがなを付してください。なお、所有者が法人の場合はその名称および代表者の氏名を記載してください。屋号がある場合は、屋号も記載してください。償却資産を共有されている方は、「代表者外○名」という共有名義で記載してください。併せて、「18備考」に共有者全員の住所および氏名を記入してください。

受付印		令和7年1月15日	宇和島市長 殿	令和7年度	償却資産申告書(償却資
所 有 者	(ふりがな) 1 住 所 (又は納税通知書送付先)	えひめけんうわじしまるしかくまち 愛媛県宇和島市○□町2-4 (電話 0895(△□)××××)			
	(ふりがな) 2 氏 名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	うわじまぜいむふどうさん 宇和島税務不動産 株式会社 代表取締役 ○山 □男 (屋号 タックス不動産)			
資産の種類	取 得 働				
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)		
1 構築物	4,800,000				
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	1,500,000	700,000	650,000		
7 合計	6,300,000	700,000	650,000		
資産の種類	評価額(本)		※決定価格(～)		
	1 構築物				
	2 機械及び装置				
	3 船舶	電算処理による申告(全資産申告)を			
	4 航空機	される場合は記入してください。			
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
	7 合計				

【3 個人番号または法人番号】

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有している方は記載不要です。

【4 事業種目】

事業の種目を具体的に記載してください。(例:印刷業)また、法人は、資本金又は出資金等の金額も記載してください。

【5 事業開始年月日】

法人は設立年月を、個人は事業開始年月をご記載ください。

【6 この申告に応答する者の係および氏名】

申告内容について宇和島市よりお問い合わせをさせていただく場合に、応答される方の氏名及び電話番号を記載してください。

【7 税理士等の氏名】

経理を税理士に委任等している場合、担当税理士の氏名及び電話番号を記載してください。

産課税台帳)		※ 所有者コード 2345678	
3 個人番号又は法人番号	1234567891234	8 短縮耐用年数の承認	有・無
4 事業種目(資本金等の額)	不動産賃付業、管理業 4百万円)	9 増加償却の届出	有・無
5 事業開始年月	平成20年5月	10 非課税該当資産	有・無
この申告に応答する者の係及び氏名	経理担当 ○川 □子 (電話 0895(△□)××××	11 課税標準の特例	有・無
7 税理士等の氏名	財務 三郎 (電話 0895(○○)△△△△)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
額	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ) 4,800,000	13 税務会計上の償却方法	定率法/定額法
		14 青色申告	有・無
	15 市(区)町村内における事業所等 資産の所在地 ① 宇和島市△□町5-6 ② 宇和島市□□町5-6-8 ③	16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 ○○○○リース(株)
	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・ <input checked="" type="radio"/> 借家	18 備考(添付書類等)	通常は記載の必要はありませんが、廃業・解散の場合などには、その年月日を記載いただく必要があります。 (2ページの「4. 提出書類」の表で、ご確認ください。)

【所有者コード】

別紙、令和7年度の償却資産申告書(償却資産課税台帳)の写しの右上に記載しているコード番号を記載してください。
(初めて申告される方は、記載の必要はありません。)

【8~14 短縮耐用年数の承認等】

該当するものを○で囲んでください。

【15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地】

資産の所在地を記載してください。
(所在地が所有者住所と同所である場合は、特に記載の必要はありません。)

【16 借用資産】

借用(リース・レンタル)資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合は、貸主の名称等を記載してください。

【17 事業所用家屋の所有区分】

該当するものを○で囲んでください。

< 2「種類別明細書(増加資産用)」>

前年中に申告された方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産(同期間に移動又は除却した資産はのぞきます。)を記載

<p>【所有者コード】 別紙、令和7年度の 償却資産申告書(償却 資産課税台帳)の写し の右上に記載している コード番号を記載して ください。(初めて申告さ れる方は、記載の必要はあ りません。)</p> <p>【資産の種類】 次の1~6の資産の 種類の中から該当する 資産番号を記載してく ださい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 	<p>【資産の名称等】 資産の名称を記載してく ださい。(特殊な読み方をする漢字を用い る名称の場合は、カタカナで記載してく ださい。)</p> <p style="text-align: center;">今年度は「8」と記 載してください。</p> <p style="text-align: center;">令和 7 年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">所有者コード</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: 2em;">2345678</td> </tr> </table>	所有者コード		2345678		<p>【耐用年数】 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の 各別表に掲げる耐用年数を記載してく ださい。(原則として、法人税・所得税の申告で用いるものと同じ耐用年 数を記載してください。)</p> <p>【取得年月】 資産を取得した年月を記載してく ださい。 年号欄には、昭和=3、平成=4、令和=5 を記載してください。</p>																																																																	
所有者コード																																																																							
2345678																																																																							
<p style="font-size: 1.5em;">種類別明細書(増加資産・全資産用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行 番 号</th> <th rowspan="2">資 産 の 種 類</th> <th rowspan="2">資 産 コ ド</th> <th rowspan="2">資 産 の 名 称 等</th> <th rowspan="2">数 量</th> <th colspan="3">取 得 年 月</th> <th rowspan="2">取 得 価 額</th> <th rowspan="2">耐 用 年 数</th> <th rowspan="2">減 価 残 存 率</th> </tr> <tr> <th>年 号</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>6</td> <td>記載</td> <td>エアコン</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>350,000</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>6</td> <td>不要</td> <td>パソコン</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>300,000</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">小計</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>650,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	年 号	年	月	01	6	記載	エアコン	1	5	5	6	350,000	6		02	6	不要	パソコン	1	5	5	10	300,000	4		19											20														小計	2				650,000		
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ド						資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月				取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率																																																							
			年 号	年	月																																																																		
01	6	記載	エアコン	1	5	5	6	350,000	6																																																														
02	6	不要	パソコン	1	5	5	10	300,000	4																																																														
19																																																																							
20																																																																							
			小計	2				650,000																																																															

< 3「種類別明細書(減少資産用)」>

宇和島市では「減少資産用」明細書のご提出にかえて、同封の前年度の種類別明細書を朱書きにより修正し、
減少資産用の種類別明細書としてご提出いただいております。

<p>減少資産がある場 合、または耐用年数な どについて修正いただ く場合はこの明細書を <u>朱書きで訂正してくだ さい。</u></p>	<p style="text-align: center;">所有者コード 2345678</p> <p style="text-align: center;">令和 6 年度</p> <p style="text-align: center;">種類別明細書(増加資産・全資産用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行 番 号</th> <th rowspan="2">資 産 の 種 類</th> <th rowspan="2">資 産 コ ド</th> <th rowspan="2">資 産 の 名 称 等</th> <th rowspan="2">数 量</th> <th colspan="3">取 得 年 月</th> <th rowspan="2">取 得 価 額</th> <th rowspan="2">耐 用 年 数</th> <th rowspan="2">減 価 残 存 率</th> </tr> <tr> <th>年 号</th> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>看板</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>300,000</td> <td>10</td> <td>0.794</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>駐車場アスファルト舗装</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3,500,000</td> <td>10</td> <td>0.794</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>事務所内装工事</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>1,000,000</td> <td>10</td> <td>0.794</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>エアコン</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>300,000</td> <td>6</td> <td>0.681</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>レジスター</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>300,000</td> <td>5</td> <td>0.631</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>応接セット</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>200,000</td> <td>8</td> <td>0.750</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>パソコン</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>400,000</td> <td>4</td> <td>0.562</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">小計</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,300,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	年 号	年	月	01	1	1	看板	1	5	2	5	300,000	10	0.794	02	1	2	駐車場アスファルト舗装	1	5	2	5	3,500,000	10	0.794	03	1	3	事務所内装工事	1	5	2	5	1,000,000	10	0.794	04	6	4	エアコン	1	5	2	5	300,000	6	0.681	05	6	5	レジスター	1	5	2	5	300,000	5	0.631	06	6	6	応接セット	1	5	2	5	200,000	8	0.750	07	6	7	パソコン	1	5	2	5	400,000	4	0.562	20														小計	8				6,300,000		
行 番 号	資 産 の 種 類						資 産 コ ド	資 産 の 名 称 等	数 量				取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率																																																																																																
		年 号	年	月																																																																																																														
01	1	1	看板	1	5	2	5	300,000	10	0.794																																																																																																								
02	1	2	駐車場アスファルト舗装	1	5	2	5	3,500,000	10	0.794																																																																																																								
03	1	3	事務所内装工事	1	5	2	5	1,000,000	10	0.794																																																																																																								
04	6	4	エアコン	1	5	2	5	300,000	6	0.681																																																																																																								
05	6	5	レジスター	1	5	2	5	300,000	5	0.631																																																																																																								
06	6	6	応接セット	1	5	2	5	200,000	8	0.750																																																																																																								
07	6	7	パソコン	1	5	2	5	400,000	4	0.562																																																																																																								
20																																																																																																																		
			小計	8				6,300,000																																																																																																										

してください。

【增加事由】

次の1~4の中から該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

- 1. 新規取得
 - 2. 中古品取得
 - 3. 移動による受入れ
 - 4. その他

※3、4については摘要欄に内容を記入

【 枚のうち 枚目】

種類別明細書(増資資産・全資産用)のページ数を記載してください。

所 有 者 名				1 枚のうち
宇和島税務不動産 株式会社				1 枚目
価 額	課税標準 の特例	課税標準額	増 加 事 由	摘 要
	率 コード			
電算処理による申告(全資産申告)			(1) 2 3・4	
をされる場合は記入してください。			(1) 2 3・4	
			1・2	
			3・4	
			1・2	
			3・4	

【摘要】

通常は記載の必要はありませんが、次に該当する資産についてはその事項を記載してください。

- ・課税標準の特例がある資産
→ その適用条項(例:地方税法附則 15-33)
 - ・増加事由が「3. 移動による受入れ」である資産
→ 移動前の所在地(例:宮城県○○市)
 - ・増加事由が「4. その他」である資産

→ 簡単な増加事由
※申告漏れ等により、修正申告を行う場合は問い合わせ先代表 0895-24-1111まで必ずご連絡ください。電算処理の都合上、修正した申告書と明細(全資産)の提出にご協力ください。

- ・その他当該資産について特記すべきと思われる事項(例:特例対象資産など)

第二十六号様式別表一

所有者名		1枚のうち		
宇和島税務不動産 株式会社		1枚目		
価額	課税標準の特例		増加事由	摘要
	率	コード		
134,702			1・2 3・4	
1,571,528			1・2 3・4	
449,008			1・2 3・4	
159,174			1・2 3・4	1台処分
61,428			1・2 3・4	
73,828			1・2 3・4	
55,453			1・2 3・4	
			1・2 3・4	
2,505,121			1・2 3・4	
			1・2 3・4	

【枚のうち 枚目】

種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を記載してください。

【摘要】

資産の一部が減少した場合は、摘要欄に減少分
がわかるように記載してください。

減少資産については、その資産明細を朱線で消してください。



宇和島

ココロまじわうトコロ